

埼玉県難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要綱

1 目的

難病患者等の多様化するニーズや地域の状況に対応したホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。

2 事業主体

実施主体は、埼玉県とする。

ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 対象者

(1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定める介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者及び平成25年度末までに、介護職員基礎研修課程、1級課程、2級課程のいずれかの研修を修了している者

(2) 「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年障発第263号社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従事者基礎研修課程の修了者又は履修中の者及び平成25年度末までに、居宅介護従事者養成研修1級課程、2級課程のいずれかの研修を修了している者

(3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）に定める介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者

(4) 介護福祉士

上記(1)から(4)のいずれかに該当する者で、原則として難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

4 研修内容

別紙1のカリキュラムのとおり。

各課程の受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課程	受講対象者	時間
難病基礎課程Ⅱ	介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者、介護職員基礎研修若しくは1級課程研修の修了者及び介護福祉士	6時間
難病基礎課程Ⅰ	介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者、2級課程研修の修了者及び介護福祉士	4時間

5 修了証書の交付等

(1) 知事は、研修修了者に対し、別記様式1による修了証書及び別記様式2による携帯用修了証明書を交付するものとする。

※ なお、修了証に記載する受講者の氏名は、受講要件となった資格等の証書に記

載された氏名とするので、当該資格証等に記載された氏名と異なる受講者は、その証書の氏名変更漏れがないよう注意すること。

- (2) 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するとともに、作成後遅滞なく管下市町村長に送付するものとする。

6 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当分については、参加者が負担するものとする。ただし、7で指定する研修事業の参加費用については、参加者がその全額を負担する。

7 研修の指定

- (1) 知事は、自ら行う研修事業の他に県内において、社会福祉協議会、福祉公社、学校法人、医療法人等が行う類似の研修のうち、別途定める要件をみたすものを本実施要綱による研修事業として指定することができるものとする。
- (2) 指定された研修事業の実施者は、研修修了者に対し、別記様式3及び別記様式4に準じ修了証書及び携帯用修了証明書を交付できるものとする。
- (3) 知事は、研修修了者のうち、5の(2)に定める名簿への登載を希望する者については、5の(2)に準じ適正に取り扱うものとする。
- (4) (1)の指定を行うために必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

別紙 1

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業におけるカリキュラム

(1) 難病基礎課程Ⅱ（6時間）

教材名	目的	内容
① 難病に関する行政施策（1時間）		
ア 難病の保健・医療・福祉制度Ⅱ（1時間）	・難病の保健・医療・福祉制度のサービスの種類、内容、役割について理解を深める	・難病の保健・医療・福祉制度とサービスの詳細な把握
② 難病に関する基礎知識Ⅱ（4時間）		
ア 難病の基礎知識Ⅱ（3時間）	・ホームヘルパーがその業務において直面するレベルを中心とした難病患者の医学・保健の基礎知識について理解を深める	・難病各疾患及び難病に関する保健の理解
イ 難病患者の心理学的援助法（1時間）	・難病患者に対する心理学的援助法について学習し、その視点を理解する	・心理学的リハビリテーションの効果的な援助方法の概要把握とその基本視点の難病ホームヘルプサービスへの活用
③ 難病に関する介護の実際（1時間）		
ア 難病に関する介護の事例検討等（1時間）	・市町村の保健部門及び保健所との関わり方を中心に、異なった職種やサービスとの連携について学習を深める	・市町村の保健部門及び保健所の難病関連事務の学習 ・難病のケースでかかわることの多い異職種や他のサービスとの連携、調整等の事例検討

(2) 難病基礎課程 I (4 時間)

教材名	目的	内容
① 難病に関する行政施策 (1 時間)		
ア 難病の保健・医療・福祉制度 I (1 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の在宅生活援助に役立つ制度及びサービスを中心にその種類、内容、役割について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の保健・医療・福祉の背景と動向 ・難病の保健・医療・福祉の制度とサービスの種類、内容、役割の理解
② 難病に関する基礎知識 I (3 時間)		
ア 難病の基礎知識 I (2 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・難病に関する正しい基礎知識を理解することによって、患者に対する偏見を除く ・業務において直面する頻度の高い難病を医学的に理解する ・実践的視点で利用者の状態像を把握し、在宅生活援助に役立つ知識を中心に学習する ・援助の基本的方向性を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病についての正しい概念 ・パーキンソン病、全身性エリテマトーデス等患者数の多い疾患
イ 難病患者の心理及び家族の理解 (1 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の心理に対する理解を深め、心理的援助の在り方について把握する ・難病患者の家族に対する理解を深め、援助の目的と機能を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の生活行動と心理 ・難病患者の人間関係及び患者とのコミュニケーション ・難病患者への心理的援助の実際 ・難病患者の家族のストレス ・難病患者の家族とのコミュニケーションと援助